鹿教保第２６９号
令和６年３月７日
（保健体育課扱い）

各県立学校長　殿

教　育　長

新学期に当たっての幼児・児童生徒の事故等の防止について（通知）

幼児・児童生徒の事故防止については，日頃から御尽力いただいているところですが，新年度を迎えるに当たり，多くの幼児・児童生徒が新しい環境での生活を始めることから，事故防止の徹底に向けた年度初めにおける安全管理や安全教育を充実させることが重要です。

特に，入学を機に，徒歩や自転車等で不慣れな道を通学することになる児童生徒については，登下校時における交通事故防止のための対策や，子ども110番の家等の確認を含めた不審者等に遭遇した際の適切な対処方法の指導など，年度初めの具体的取組を徹底する必要があります。

ついては，下記の事項を参考に，新学期に当たっての幼児・児童生徒の事故等の防止のための取組を徹底してください。

記

１　事故等の防止のための安全管理及び安全体制の充実

⑴　新入学の幼児・児童生徒の保護者に対し，入学(園)までに，通学(園)路を当該幼児・児童生徒とともに歩き（自転車で走行し），危険箇所を確認するなど，安全な通学の方法を確認・指導していただくよう依頼すること。

⑵　幼児・児童生徒の安全の確保を図るため，対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成して全職員の共通理解を図り，学校（園）の施設及び設備の安全点検を実施すること。

　また，危険と判断される箇所が発見された場合は，遅滞なく改善の措置を講じること。

⑶　学校で作成した危機管理マニュアルが，学校の立地に即したものとなっているか，職員の役割分担は明確になっているか，緊急連絡体制に不備はないか等を確認し，必要に応じて改善を図ること，併せて全職員で共通理解を図ること。

⑷　家庭，地域の安全ボランティアやスクールガード・リーダー，警察や市町村関係部局等の関係機関・団体等と十分な連携を図り，交通事故や不審者事案等の防止及び危機発生時の迅速かつ適切な対応等について，地域ぐるみによる幼児・児童生徒の安全確保体制の一層の強化に努めること。

　また，警察との連携については，担当者を明確にするなどして，緊急連絡体制の充実に努めること。

⑸　保護者や安全ボランティア等の地域住民に対し，学校（園）における事故等の防止のための取組や，幼児・児童生徒の引き渡しを含めた危機発生時の学校の対応等について周知・啓発を行い，情報の共有を図ること。
⑹　保護者，地域住民，関係機関と連携し，校区内外の危険箇所（立ち入り禁止箇所等）の把握に努め，幼児・児童生徒への具体的な指導に生かすこと。
⑺　年度末・年度始めの休業中に，幼児・児童生徒の事故等が発生した際の連絡体制について，保護者に周知すること。
　また，卒業生や新入学生の事故等への対応については，進学先の学校や前の在籍校（園）との連携を図ること。

２　事故等の防止のための安全教育の充実
⑴　幼児・児童生徒が，危険を予測し，自ら回避できる力を身に付けることができるよう，地域や学校（園）の実態や発達の段階に応じた安全指導を行うこと。
　特に，新入学児童生徒に対しては，通学を含めた学校生活その他の日常生活における事故等の防止について，具体的かつ丁寧な指導を行うこと。
　その際，危険を予測し，回避する能力を育成するための危険予知トレーニング（ＫＹＴ）による指導も適切に実施すること。
⑵　交通ルールや交通マナーを遵守した道路の歩行及び横断の仕方並びに自転車や原動機付自転車の安全な乗り方についての指導を徹底すること。
　特に，自転車や原動機付自転車で新たに通学を始める生徒に対しては，交通事故防止のための具体的な指導を丁寧に行うこと。
　なお，全ての児童生徒の自転車の利用に関して，保護者に対し，「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」に基づき，自転車損害賠償保険等への加入や乗車用ヘルメット（中学生以下は義務，高校生以上は努力義務）の着用について，ＰＴＡ総会等を利用して年度の早い段階に改めて周知・啓発を行うこと。高校生の通学時の乗車用ヘルメット着用について，積極的に推奨すること。
⑶　不審者と遭遇した際の適切な対応について，「いかのおすし」など具体的な対処方法を，発達の段階に応じて指導すること。
⑷　立ち入り禁止場所や危険箇所等については，地域の安全マップ等を用いて「近付かない・立ち入らない」こと等を具体的に指導すること。

連絡先
保健体育課学校体育安全係　担当：池亀
電話 099-286-5323　FAX 099-286-5671
Ｅ-mail：gakutai@pref.kagoshima.lg.jp
※　本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」

鹿教保第２６９号
令和６年３月７日
（保健体育課扱い）

写

各市町村教育委員会教育長　殿

鹿児島県教育委員会教育長

新学期に当たっての幼児・児童生徒の事故等の防止について（通知）

幼児・児童生徒の事故等の防止については，日頃から御尽力いただいているところですが，新年度を迎えるに当たり，多くの幼児・児童生徒が新しい環境での生活を始めることから，事故等の防止の徹底に向けた年度初めにおける安全管理や安全教育を充実させることが重要です。

特に，入学を機に，徒歩や自転車等で不慣れな道を通学することになる児童生徒については，登下校時における交通事故防止のための対策や，子ども110番の家等の確認を含めた不審者等に遭遇した際の適切な対処方法の指導など，年度初めの具体的取組を徹底する必要があります。

つきましては，貴管下の学校（園）長に対し，下記の事項を参考に，新学期に当たっての幼児・児童生徒の事故等の防止のための取組を徹底するよう御指導ください。

記

１　事故等の防止のための安全管理及び安全体制の充実

⑴　新入学の幼児・児童生徒の保護者に対し，入学(園)までに，通学(園)路を当該幼児・児童生徒とともに歩き（自転車で走行し），危険箇所を確認するなど，安全な通学の方法を確認・指導していただくよう依頼すること。

⑵　幼児・児童生徒の安全の確保を図るため，対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成して全職員の共通理解を図り，学校（園）の施設及び設備の安全点検を実施すること。

また，危険と判断される箇所が発見された場合は，遅滞なく改善の措置を講じること。

⑶　学校で作成した危機管理マニュアルが，学校の立地に即したものとなっているか，職員の役割分担は明確になっているか，緊急連絡体制に不備はないか等を確認し，必要に応じて改善を図ること，併せて全職員で共通理解を図ること。

⑷　家庭，地域の安全ボランティアやスクールガード・リーダー，警察や市町村関係部局等の関係機関・団体等と十分な連携を図り，交通事故や不審者事案等の防止及び危機発生時の迅速かつ適切な対応等について，地域ぐるみによる幼児・児童生徒の安全確保体制の一層の強化に努めること。

また，警察との連携については，担当者を明確にするなどして，緊急連絡体制の充実に努めること。

⑸　保護者や安全ボランティア等の地域住民に対し，学校（園）における事故等の防止のための取組や，幼児・児童生徒の引き渡しを含めた危機発生時の学校の対応等について周知・啓発を行い，情報の共有を図ること。

⑹　保護者，地域住民，関係機関と連携し，校区内外の危険箇所（立ち入り禁止箇所等）の把握に努め，幼児・児童生徒への具体的な指導に生かすこと。

⑺　年度末・年度始めの休業中に，幼児・児童生徒の事故等が発生した際の連絡体制について，保護者に周知すること。

また，卒業生や新入学生の事故等への対応については，進学先の学校や前の在籍校（園）との連携を図ること。

２　事故等の防止のための安全教育の充実

⑴　幼児・児童生徒が，危険を予測し，自ら回避できる力を身に付けることができるよう，地域や学校（園）の実態や発達の段階に応じた安全指導を行うこと。

特に，新入学児童生徒に対しては，通学を含めた学校生活その他の日常生活における事故等の防止について，具体的かつ丁寧な指導を行うこと。

その際，危険を予測し，回避する能力を育成するための危険予知トレーニング（ＫＹＴ）による指導も適切に実施すること。

⑵　交通ルールや交通マナーを遵守した道路の歩行及び横断の仕方並びに自転車や原動機付自転車の安全な乗り方についての指導を徹底すること。

特に，自転車や原動機付自転車で新たに通学を始める生徒に対しては，交通事故防止のための具体的な指導を丁寧に行うこと。

なお，全ての児童生徒の自転車の利用に関して，保護者に対し，「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」に基づき，自転車損害賠償保険等への加入や乗車用ヘルメット（中学生以下は義務，高校生以上は努力義務）の着用について，ＰＴＡ総会等を利用して年度の早い段階に改めて周知・啓発を行うこと。高校生の通学時の乗車用ヘルメット着用について，積極的に推奨すること。

⑶　不審者と遭遇した際の適切な対応について，「いかのおすし」など具体的な対処方法を，発達の段階に応じて指導すること。

⑷　立ち入り禁止場所や危険箇所等については，地域の安全マップ等を用いて「近付かない・立ち入らない」こと等を具体的に指導すること。

連絡先
保健体育課学校体育安全係　担当：池亀
電話 099-286-5323　FAX 099-286-5671
Ｅ-mail：gakutai@pref.kagoshima.lg.jp